

岐阜県立吉城高等学校同窓会会則

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は、岐阜県立吉城高等学校同窓会と称する。

(会 員)

第 2 条 本会は、岐阜県立吉城高等学校の卒業生をもって構成する。

(事務局)

第 3 条 本会の事務局は、岐阜県立吉城高等学校内に設置する。

(目 的)

第 4 条 本会は、会員相互の融和・親睦を図り地域社会と協力して、岐阜県立吉城高等学校の発展に寄与することを目的とする。

第 2 章 役 員

(役 員)

第 5 条 本会には、次の役員を置く。

名誉会長	1 名
顧問	若干名
会 長	1 名
副 会 長	5 名
庶 務	若干名
監査委員	2 名
常任理事	相当数
理 事	相当数

(役員選出)

第 6 条 名誉会長には学校長を推戴する。

第 7 条 顧問は、常任理事会の推薦により会長が委嘱する。

(役員任期)

第 8 条 名誉会長及び顧問を除く役員は常任理事会において選出し、任期は 2 年とする。
ただし、再選を妨げない。

(役員の仕事)

- 第 9 条 会長は、本会を統括し、第三章の会議を招集する。
- 第 10 条 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。
- 第 11 条 庶務は、本会の庶務及び会計に関する事務を処理する。
- 第 12 条 監査委員は、本会の会計を監査する。
- 第 13 条 常任理事は、理事の中から会長が委嘱し、本会の審議と執行に当たる。
- 第 14 条 理事は、各期会員の互選とし、同期の会員との連絡を図り、会務を推進する。

第 3 章 会 議

(議決機関)

- 第 15 条 総会及び理事会は、常任理事会の決議により開催する。
- 第 16 条 常任理事会は、第 5 条に規定する理事を除く役員をもって構成する。

第 4 章 事業及び財政

(事業)

- 第 17 条 本会は第 4 条の目的を達成するため、必要な事業を常任理事会で決定の上実施する。

(経費)

- 第 18 条 本会の運営に必要な経費は、入会金及び特別収入による。入会金の額は、常任理事会で決定する。
- 第 18 条の 2 激励金は全国・東海の大会行事に支給される。個人で派遣されるときは、3,000 円、団体で派遣されるときは 6,000 円を支給する。ただし、個人で同時に 3 名以上派遣されるときは団体での派遣とみなす。

(会計年度)

- 第 19 条 本会の会計年度は、毎年 6 月 1 日より翌年 5 月 31 日までとする。

第 5 章 補 則

(支部の設置)

- 第 20 条 本会は、会員の多数居住する地区に支部を置くことができる。

(改正)

- 第 21 条 この会則の改正は、常任理事会において出席役員の 3 分の 2 以上の賛成によって決定する。

- 付 則 本会則は、平成 7 年 6 月 23 日より施行する。
本会則は、平成 28 年 6 月 1 日より改正する。